

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	食糧援助に関する日本国政府と ベナン共和国政府との間の交換 公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	390,000千円 H25.3.31まで	H24.12.5 コトヌで (同日)	日本側 塚原大貳在ベナン 大使 ベナン側 ナシル・バコ・ アリフアリ外務・アフリ カ統合・仏語圏・在外ベ ナン人大臣	H24.12.18 378号
ベナン	第五次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とベナ ン共和国政府との間の交換公文	第五次小学校建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,227,000千円 H25.12.31まで	H24.12.5 コトヌで (同日)	日本側 塚原大貳在ベナン 大使 ベナン側 ナシル・バコ・ アリフアリ外務・アフリ カ統合・仏語圏・在外ベ ナン人大臣	H24.12.18 379号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。